3　館長は、第一項の申請書を受理したときは、当該申請書に記載された事項について館の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により登録を行い、並びに当該申請書を提出し登録を受けた者（以下「送信登録利用者」という。）に対し、その識別番号及び暗証番号その他の事項を記載した登録証を交付し、又は送付するものとする。

4　送信登録利用者は、第一項の申請書に記載した事項に変更があったとき、前項の暗証番号を変更しようとするとき、又は同項の登録の抹消を求めようとするときは、速やかに、その旨を館に届け出、又は申請しなければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該送信登録利用者に対し、その氏名、住所及び第二条各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類の提示又は提出を求めることができる。

5　送信登録利用者は、登録証を善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、また、その識別番号及び暗証番号をみだりに他に漏らしてはならない。

6　送信登録利用者は、登録証を紛失し、又は破損したときは、直ちに、その旨を館に届け出なければならない。

7　館長は、前項の規定による届出があったときは、登録証の再交付その他の必要な措置を採るものとする。

8　館長は、送信登録利用者が第五項に規定する義務に違反したことにより生じた損害について、当該送信登録利用者に対し、その賠償を求めることができる。

9　送信登録利用者の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

10　前項の有効期間は、送信登録利用者が所定の手続を行うことにより更新することができる。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該送信登録利用者に対し、その氏名、住所及び第二条各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類の提示又は提出を求めることができる。

（送信を行わない視覚障害者等用データ）

第七条　館長が送信を行うことを不適当と認めた視覚障害者等用データは、送信登録利用者への送信を行わない。

（送信を受ける手続）

第八条　送信登録利用者は、インターネットに接続された入出力装置から当該送信登録利用者の識別番号及び暗証番号その他の必要事項を入力する方法により、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

第三章　視覚障害者等用データの図書館等への送信

（送信を受けることができる図書館等）

第九条　視覚障害者等用データの送信を受けることができる者は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項に規定する視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものが設置する施設（次項において「図書館等」という。）のうち、視覚障害者等用データの送信を受けることについて館の承認を受けたもの（以下「送信承認館」という。）とする。

2　前項の承認を受けようとする図書館等は、館長が別に定めるところにより、当該図書館等が定めた利用規則等を添付して、申請書を直接に、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（第十三条第二項において「郵便等」という。）で提出しなければならない。

3　館長は、第一項の承認をしたときは、前項の申請書に記載された事項についてファイルに記録し、当該承認に係る送信承認館に対し、その識別番号及び暗証番号（以下この条において「識別番号等」という。）その他の事項を通知するものとする。

4　送信承認館は、第二項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。

5　送信承認館は、識別番号等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、みだりに他に漏らしてはならない。

6　送信承認館は、識別番号等が他に漏れたとき又はそのおそれのあるときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

（送信を行わない視覚障害者等用データ）

第十条　第七条の規定は、送信承認館への送信について準用する。

（送信を受ける手続）

第十一条　送信承認館は、当該送信承認館が第二条の規定により視覚障害者等用データを利用することができる者であると確認した者（次条において「確認視覚障害者等」という。）の利用に供するため、インターネットに接続された入出力装置から当該送信承認館の識別番号及び暗証番号その他の必要事項を入力する方法により、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

（送信を受けた視覚障害者等用データの利用）

第十二条　送信承認館は、送信を受けた視覚障害者等用データを、当該送信承認館が定めた利用規則等に基づいて、確認視覚障害者等の利用に供するものとする。

第四章　学術文献録音テープ等の図書館等への貸出し等

（貸出しを受けることができる図書館等）

第十三条　学術文献録音テープ等の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げるもの（次項において「図書館等」という。）のうち、学術文献録音テープ等の貸出しを受けることについて館の承認を受けたもの（以下「貸出承認館」という。）とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校に設置された図書館（点字刊行物及び視覚障害者等のための録音物を視覚障害者等の利用に供するものに限る。）

二　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館（点字刊行物及び視覚障害者等のための録音物を視覚障害者等の利用に供するものに限る。）

三　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター

四　その他点字刊行物及び視覚障害者等のための録音物を視覚障害者等の利用に供する図書館又はこれに準ずる機関で館長が適当と認めるもの

2　前項の承認を受けようとする図書館等は、館長が別に定めるところにより、当該図書館等が定めた利用規則等を添付して、申請書を直接に、又は郵便等で提出しなければならない。

3　館長は、第一項の承認をしたときは、前項の申請書に記載された事項についてファイルに記録し、当該承認に係る貸出承認館に対し、その識別番号及び暗証番号（以下この条において「識別番号等」という。）その他の事項を通知するものとする。

4　貸出承認館は、第二項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。

5　貸出承認館は、識別番号等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、みだりに他に漏らしてはならない。

6　貸出承認館は、識別番号等が他に漏れたとき又はそのおそれのあるときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

（貸出しの申込み）

第十四条　学術文献録音テープ等を利用しようとする者の申込みに応じ、当該学術文献録音テープ等の貸出しを受けようとする貸出承認館は、館長が定める貸出申込票により館に申し込まなければならない。

2　前項の貸出承認館は、同項に規定する方法によるほか、インターネットに接続された入出力装置から当該貸出承認館の識別番号その他の必要事項を入力してファイルに記録する方法により、学術文献録音テープ等（当該学術文献録音テープ等に係る書誌情報が、館がインターネットを通じて提供するデータベースに収録されているものに限る。）の貸出しを申し込むことができる。

（貸し出すことのできる学術文献録音テープ等の数）

第十五条　貸し出すことのできる学術文献録音テープ等の数は、未返却のものを含め、図書から作成したものにあっては図書五点に相当する数以内、逐次刊行物から作成したものにあっては論文五点に相当する数以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、その数を増減することができる。

（学術文献録音テープ等の作成等）

第十六条　学術文献録音テープ等は、第十四条の規定による貸出しの申込みを受けた場合において利用に供することができる学術文献録音テープ等を所蔵していないとき及び同条の規定による貸出しの申込みに備える必要があると認めるときに、館が作成するものとする。